

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成27年9月2日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成27年9月2日(水) 午前10時 開会
午前10時25分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	嶋野浩一郎	副委員長	弘 豊	委員	上村高義
委員	東 久美子	委員	中川嘉彦	委員	水谷 毅
委員	大澤千恵子				
議長	渡辺慎吾	副議長	山崎雅数		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 総務部長 杉本正彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局次長	橋本英樹	同局総括主査	田村信也
同局書記	渡部真也	同局書記	井上智之	同局書記	川原 恵

1. 案件

- ・平成27年第3回定例会審議日程及び議事日程について
- ・一問一答方式の導入及び摂津市議会会議規則の一部改正について

(午前10時 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

市長。

○森山市長 おはようございます。

今日は、お忙しいところ議会運営委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本来でございましたら、小野副市長が出席してご挨拶、またご説明するところでございますが、今日は体調不良により出席ができませんので、私が出席させていただきました。何卒ご理解ご了承くださいたいお願い申し上げます。

また、9月7日から開催されます市議会定例会につきましても、小野副市長は体調不良につき出席ができません。このことで議会の運営上何かと皆さん方に、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解ご了承の程よろしく願いを申し上げます。

それでは、平成27年第3回定例会についてご報告をさせていただきますが、報告案件1件、認定案件8件、予算案件2件、条例案件3件、その他案件3件の計17件の議案案件を予定いたしております。案件の内容につきましては、総務部長から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○嶋野浩一郎委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名します。

それでは、第3回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○杉本総務部長 それでは、平成27年第3回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告7号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項、第22条第1項に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものです。

平成26年度決算後の各比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質赤字額がなかったため、比率がバー表示となり、実質公債費比率は6.3%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったため、比率がバー表示となり、それぞれ早期健全化基準を下回っております。また、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計では、資金不足は発生しておりません。

次に、認定第1号から認定第8号は、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算認定の件でございます。お手元に配付させていただいております、平成26年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額342億6,837万8,568円、歳出決算額337億7,005万7,451円、歳入歳出差引額4億9,832万1,117円、翌年度へ繰り越すべき財源として2億1,049万1,000円、実質収支額2億8,783万117円となっております。

認定第2号、平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございますが、収入額

21億8,846万2,918円、支出額19億6,147万3,974円となり、差引額では2億2,698万8,944円の黒字となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入額3,410万円、支出額8億8,915万1,957円となり、差引額8億5,505万1,957円の収支不足となっております。

認定第3号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額112億6,865万4,816円、歳出決算額113億6,738万8,640円となり、歳入歳出差引額9,873万3,824円の収支不足額となっております。

認定第4号、平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額16億8,818万21円、歳出決算額2億2,910万592円となり、歳入歳出差引額14億5,907万9,429円となっております。

認定第5号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額62億8,626万6,762円、歳出決算額62億7,636万2,443円となり、歳入歳出差引額990万4,319円となっております。

認定第6号、平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額1,360万356円、歳出決算額は同額の1,360万356円となっており、歳入歳出差引額0円となっております。

認定第7号、平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額50億2,695万8

61円、歳出決算額48億9,086万5,500円となり、歳入歳出差引額1億3,608万5,361円となっております。

認定第8号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額8億8,337万1,650円、歳出決算額8億4,712万9,453円となり、歳入歳出差引額3,624万2,197円となっております。

次に、議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)でございます。現計予算額352億8,779万円に、補正額71億8,170万1,000円を追加し、補正後予算額424億6,949万1,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では平成27年度普通交付税の算定が確定したことから、普通交付税3億7,732万5,000円と財源不足に充てられる臨時財政対策債10億5,129万3,000円を計上し、財政調整基金繰入金16億1,784万5,000円を減額補正しております。また、吹田操車場跡地の土地売払収入として68億7,101万円を計上いたしております。

歳出では、個人番号カード交付に伴うシステム委託、賃金や備品購入費、その他排水ポンプの修繕料を計上し、吹田操車場跡地の土地売払収入分は、公共施設整備基金及び減債基金に積み立てております。

また、小学校給食調理業務等委託事業の債務負担行為の補正をお願いしております。

次に、議案第55号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。現計予算額51億9,060万2,000円に、補正額1億3,902万7,000円を追加し、補正後予算額5

3億2,962万9,000円とするものでございます。主な内容は、平成26年度決算に伴います介護保険給付費準備基金積立金を積み立てるもののほか、過年度分国庫府費等返還金となっております。

次に、議案第56号、平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件でございますが、内容といたしましては、平成26年度の未処分利益剰余金、15億4,992万4,441円のうち、みなし償却制度や組入資本金制度の廃止に伴い生じた剰余金8億9,400万9,100円を処分し、資本金に組み入れるものでございます。

なお、この議案案件は、平成24年4月1日施行の地方公営企業法第32条第2項の規定により、毎年度生じた利益及び資本剰余金の処分は、条例若しくは議会の議決を経て行うこととされ、平成26年度決算では、剰余金の処分を「資本金への組み入れ」とするため、同法の規定により、議案として提出するものでございます。

次に、議案第57号、工事請負契約締結の件でございますが、摂津市民文化ホール耐震補強及びリニューアル工事で、契約方法は、事後審査型制限付一般競争入札、契約金額は、4億3,772万4,000円でございます。

契約の相手方は、摂津市正雀本町一丁目36番21号、株式会社ユタカ興業、代表取締役國府正太でございます。

次に、議案第58号、財産の無償譲渡の件でございます。譲渡する財産、建物、名称は、摂津市立正雀保育所。所在は、摂津市正雀一丁目9番。構造は、鉄筋コンクリート造、地上2階建、一部木造。延床面積は、536.57平方メートル。附帯設備及び備品は、園庭遊具等。

譲渡の相手方は、摂津市鳥飼中一丁目1

9番8号、社会福祉法人桃林会理事長園田謙雄でございます。

無償譲渡の理由は、平成28年4月1日から、正雀保育所の運営主体となる社会福祉法人桃林会に、正雀保育所の建物を無償で譲渡することにより当該相手方が正雀保育所移譲後の運営を円滑に行い、もって保育の質の向上と量の確保を図るためでございます。

次に、議案第59号、摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、地方公務員等共済組合法の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されるため、各条例に所要の改正を行うものです。

なお、この改正条例の施行日は、平成27年10月1日としております。

次に、議案第60号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料等を定めるものでございます。

なお、この改正条例の施行日は、通知カードの再交付に係る分については、平成27年10月5日、個人番号カードに係る分については、平成28年1月1日としております。

次に、議案第61号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件でございます。下水道法の改正に伴い、摂津市下水道条例に引用している条文の整備を行う

ものでございます。

なお、この改正条例の施行日は、公布の日としております。

また、本日の議会運営委員会に議案としてお諮りできないもので、今後、平成27年第3回摂津市議会定例会に追加議案として提出予定しているものがございまして、ご報告させていただきます。

まず、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、その一部が平成27年10月5日から施行されることに伴い、摂津市個人情報保護条例について、同法の規定を踏まえ、規定の整備をする改正を行うものです。

次に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これらの条例については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の改正を行うものですが、追加発送とします理由は、総務省より、同法律に関する政令が9月末までに公布の予定であり、その政令の経過措置の内容を確認した上で議案を上程する必要があるため、追加議案の扱いをさせていただきたいと存じます。また、9月末に政令公布となった場合には、同日付の専決で対応させていただきたいことも、あわせてお願い申し上げます。

次に、損害賠償専決処分報告の件でございますが、現在、道路管理瑕疵による車両

破損事故について示談交渉等を進めているものがございまして、示談が成立次第、お諮りさせていただきたいと存じます。

以上で、平成27年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わりました。この際何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質問がないので理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時17分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、第3回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。お手元の平成27年第3回定例会審議日程案をご覧ください。

まず、会期は、9月7日から9月29日までの23日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の9月7日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

8日が建設及び民生常任委員会、9日が総務及び文教常任委員会で、9日の正午が一般質問の届出締切り、10日が駅前等再開発特別委員会でございます。

17日が議会運営委員会、24日は本会議で、一般質問です。25日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採

決の後、議会議案の審議となっております。

28日及び29日の本会議は、役員改選でございます。

また、29日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、9月7日につきましては、日程1が会期の決定。日程2が報告第7号でございます。

日程3が、認定第1号など15件で、提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第8号までの決算審査及び議案第56号、平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程4は、議案第57号、工事請負契約締結の件で、即決でございます。

9月24日は、一般質問でございます。

次に3ページ、25日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が議案第54号など付託案件の6件で、委員長報告、採決となります。

次に、28日及び29日につきましては、議会役員改選でございまして、議事日程につきましては、両日とも、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。

以上が議事日程でございます。

次のページの議案付託表につきましては、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査いただく案件でございます。

その後ろに付けております所管別分割

表につきましては、認定第1号、平成26年度一般会計歳入歳出決算、議案第54号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○嶋野浩一朗委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗委員長 それでは、そのように決定します。

次に、一問一答方式の導入及び摂津市議会会議規則の一部改正についてです。お手元の一問一答方式の実施要領（議運正副委員長案）をご覧ください。

下側の四角で囲まれた部分が、当委員会でこれまでに確認済みの項目で、今回は議運正副委員長案として、その上の1.実施の方向性として平成27年第4回定例会から試行実施を行うこと、そして2.実施の方法の（1）質問要旨通告時に一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択についても通告するものとする及び（2）一問一答方式の場合に限り、質問回数制限は撤廃することを加えさせていただきました。その他の詳細については今後、試行実施の中で詰めていっていただくことを考えています。

この案のとおり行うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗委員長 それでは、そのように決定します。

この案のとおり試行実施を行うためには、会議規則の改正が必要となりますので、摂津市議会会議規則の一部改正について事務局からの説明を受け、質問があれば行

っていただき、その後、会派に持ち帰っていただき、9月17日の議会運営委員会で協議をしたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、摂津市議会会議規則の一部改正についてご説明申し上げます。ご決定いただきました運用方式で一般質問における一問一答方式を導入するにあたっては、規則中、第62条、一般質問及び第64条、準用規定に関する規定の一部改正が必要となります。

お手元の資料1の2枚目、新旧対照表をご覧ください。まず、第62条では第2項で「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」と定めていますが、「要旨」に加え、「質問方式」についても通告するよう、「要旨」を「質問の要旨及び方式」に改めます。そして、この第2項を第3項とし、第2項として「前項の規定による質問は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかの方式で行うものとする。」を加え、選択できる質問方式について明記いたします。

次に、第64条では質問回数について、質疑の回数を3回までとする第56条の規定を準用する旨を定めていますが、一般質問において一問一答方式を選択した場合にこの回数制限を受けないよう、「質問の方式として一問一答の方式を選択した場合においては、第56条の規定は、準用しない。」というただし書を加え、一問一答方式を選択した場合における質問回数制限の撤廃について明記するものでございます。

また、資料1、規則改正案の一番下にな

りますが、附則としまして、この規則は公布の日から施行することとしております。

なお、資料2、質問要旨通告書(案)では、上から議長名、一般・代表・緊急質問を記載する欄がございますが、その下に一般質問の2回目以降を一括質問方式と一問一答方式のいずれで行うかを選択して通告できる様式にしておりますので参考にご覧いただけますようお願いいたします。

以上、摂津市議会会議規則の一部改正についてのご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 ただいまの説明について質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、本件につきましては会派へ持ち帰っていただき、9月17日の本委員会で協議をお願いしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

以上で本委員会を閉会します

(午前10時25分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 嶋野浩一朗

議会運営委員 大澤千恵子